

浜松市指令都園第22号

平成29年3月31日

ボーイスカウト浜松地区

委員長 西村 清矢 様

浜松市長 鈴木 康 友



行政財産使用許可書

平成29年3月16日付け申請のあった行政財産使用については、次の条件を付して許可します。

1 使用物件

浜松市西区舞阪町弁天島3064番5

使用面積 510.38 m<sup>2</sup>

2 使用目的 乃木将軍「キャンピングの父」胸像の維持管理  
ボーイスカウト活動(除草、清掃活動等)

3 使用期間 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日

4 使用料 減免(減免した使用料 643,078 円)

注 その他 下記事項並びに浜松市の指示事項を遵守すること

- ① 当該使用物件は、公共の用に供するための用地であることを鑑み、使用期間内は良好な状態を保つこと。
- ② 土地に定着する、新たな工作物の設置は行わないこと。
- ③ 当該使用物件は、防災施設用地に隣接している為、安全面に格別の配慮をする事、また使用により市又は他人に損害を与えたときは使用者が責任をもって損害賠償すること。
- ④ 年間事業計画書を、別途作成し市へ報告すること。
- ⑤ 使用者は、使用物件と公園区域とを管理柵等で、明確に区分けすること。
- ⑥ 市が公用若しくは公共の用に供する必要が生じたとき、許可条件に違反する行為があると認めるとき若しくは使用者の責めに帰すべき事由により使用を継続することが適当でないと認めるときは、この許可を直ちに取消します。
- ⑦ 使用期間が満了したとき、又は市の事業着工により使用許可を取消されたときは直ちに原状回復し使用物件を返還すること。

- ⑧ 使用許可が取消された場合には、使用者はこれによって生じた損失につきその補償を求めることはできない。
- ⑨ 活動等に伴う当該使用物件以外の部分の使用にあたっては、別途その所管する管理者の許可を受けること。
- ⑩ 乃木將軍胸像については、移設地選定を引続き継続し、移設先決定後は、速やかに市へ報告すること。
- ⑪ 本書並びに使用者が提出した弁天島公園予定地行政財産使用許可申請書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。